

当国のロックダウン期間が5月18日以降、無期限に延長されました。
これは2週間一度見直されるとされています。
規制内容について一部緩和されています。
現在（5月18日）のロックダウン中の禁止事項等の概要は下記のとおりです。

■禁止事項等の概要

国家封鎖と集会の禁止

〈国家封鎖〉

1.

(1) ロックダウン期間は無期限とする。

2020年5月31日から2週間に1回見直しを行う。

(a) 何人も、以下の例外の場合を除き、自宅からの外出禁止とする。

以下の i、ii、iv の場合において一家庭から外出する人数は1人を超えてはならない。

(i) 自宅から半径 5km を超えない範囲における食料や燃料などの必需品の購入

(ii) 自宅から半径 5km を超えない範囲における医薬品の購入

(iii) 必須の仕事に従事している場合、職場との往復

(iv) 自宅から半径 5km を超えない範囲において、本人、親族又は面倒を見る義務のある人が医療支援を受ける場合

(v) 単独、ペア又は 50 人を超えないグループでの屋外運動

(それぞれ、社会的距離の規則を守り、フェイスマスクを着用する必要がある。)

※屋外運動とは、

(a) 公共の道路、公園、人が運動又はスポーツのために歩いたりジョギングしたりできる公共の場又はレクリエーション施設でのウォーキング又はジョギング。

(b) 道路、公園などの公共の場で犬を連れてサイクリング、ウォーキング、ジョギングをしたりすること。

(vi) 上記(i)、(ii)及び(iv)の目的のために、親族や面倒を見る義務のある人の自宅へ行く場合

(vii) 外交団の職場への往復

(viii) 外交団の本国の市民、居住者又は保護対象に該当する者がその外交団においてサービスや支援を受ける目的で移動すること

(b) 全てのレストランは閉鎖する。

(i) ホテルに併設されたレストランを除く。

(ii) 規制の対象者以外が持ち帰りとする場合を除く（アルコールは販売されない）。

(c) 以下を除き全ての事業所は閉鎖される。

(i) 薬局

(ii) 研究所（ラボ）

- (iii) 銀行
- (iv) 支払い、送金サービス
- (v) スーパー及び食品小売店
- (vi) 燃料販売所
- (vii) 医療提供所
- (viii) 必須の仕事に就いているスタッフの移動、傷病者の搬送、水や食料、燃料、生活必需品、COVID-19 対策に必要な医療用品、その他の医療用品に係る輸送手段
(上記のリストは単なる例示であり、“必須のサービス”の定義範囲を限定するものではない。)
ただし、製造業や継続的なプロセスを必要とする事業は、そのメンテナンスに必要な最低限のスタッフで事業を行うことが条件となる。
- (d) 全ての政府機関は、省や機関の責任者が指示する場合を除き閉鎖される。
- (e) COVID-19 対策で有益な医療訓練や医療研究を行う機関を除く全ての学校や教育機関は閉鎖される。
- (f) 以下の場合を除き、あらゆる都市間移動は禁止される。
 - ・ 必須のサービスに従事するスタッフの移動や傷病人の搬送、
 - ・ 「1.」(1)(a)(vii) 又は (viii) に該当する人の輸送
 - ・ 水、食料、燃料、生活必需品、COVID-19 対策に必要な医療用品、その他の医療用品の運搬、警察、軍及びその他の執行官の移送
- (g) この命令により自宅を離れたり、公共スペースに入ったりすることが許可されたすべての人は、フェイスマスクを着用する必要がある（手作り又は工業製品を問わない。2020 年の法定文書 92 で公表された 2020 年公衆衛生規則（材質と品質）で指定された規格を問わない。）。
- (2) 都市内又は都市間の輸送手段は以下に制限される。
 - (a) ZUPCO
 - (b) 公共サービス協会、警察、軍及び市民保護当局によって運営される乗り合いバス及び他の旅客サービス
 - (c) 必須のサービスに従事するスタッフの移動や傷病人の搬送、水や食料、燃料、生活必需品、COVID-19 対策に必要な医療用品、その他の医療用品の運搬を目的とした地方自治体によって運営又はチャーターされる乗り合いバス及び他の旅客サービス
- (2a) 輸送サービスに関して
 - (a) 輸送サービスで使用されるすべての車両は、COVID-19 に対して、執行官又はその指示に従って 1 日 2 回以上消毒しなくてはならない。
 - (b) 輸送サービスで使用される車両に乗車する前に、すべての個人を体温テストし、手を

消毒しなくてはならない。

- (c) 輸送サービスに使用される車両内又は車両周辺のすべての個人は、社会的距離を維持しなくてはならない。
- (3) 何人も自宅外で発見された場合には、執行官が納得するように、(1) に挙げられているいずれかに該当しているか明らかに例外的な状況で行動していることを証明する必要がある。
- (4) 上記 (1)、(2) 又は (2a) に違反したものは、レベル 12 を超えない範囲での罰金又は 1 年を超えない懲役又はその両方が課せられる。
- (5) 上記 (1) で挙げられている例外のいずれにも該当しないで国家封鎖に違反していることが判明した人については、
 - (a) 起訴され、出廷のために召還されることが通知され、また、直ちに帰宅するよう命令され、執行官の同行が認められる。
 - (b) 直ちに帰宅することを拒否する、家がない、自宅から半径 5km 圏外にいるという理由で直ちに帰宅することができない（運転手や乗客である場合には自宅から 20km 圏内）場合には、拘留、隔離、検疫のいずれかからの脱走として扱われ、従って、逮捕状無しに逮捕され、主要な規則に基づく拘留、隔離、検疫が課される。

〈集会の禁止〉

2.

- (1) 2020 年 5 月 18 日から無期限で、以下の場合を除いて公共の場において 50 人を超える集会を行ってはならない。
これは 2020 年 5 月 31 日以降隔週で見直される。
 - (a) 規定された輸送サービスを利用する目的で立ち寄る場所での集まり。ただし、一度に集まる人数は 50 人以下でなければならず、各人が社会的距離を取らなければならない。
 - (b) 葬儀のための集まり。ただし、一度に集まる人数は 50 人以下でなければならず、各人が社会的距離を取らなければならない。
 - (c) 輸送サービス車両で移動する人。ただし、車内において社会的距離を取ることが可能であり、各人が社会的距離を取ることに従わなければならない。
 - (d) 生活必需品購入の為にスーパーや食品小売店に集まる人。ただし、各人が社会的距離を取らなければならない。
 - (e) 病院や医療機関に集まる人。ただし、各人が社会的距離を取らなければならない。
(フェイスマスクを着用している医療機関スタッフは除く)

- (f) 調剤薬局に集まる人。ただし、各人が社会的距離を取らなければならない。
- (g) 必須のサービスを目的に集まった人。ただし、各人がマスクを着用して社会的距離を取らなければならない。
- (2) 上記 (1) に違反して集会が行われた場合、執行官は、
- (a) 集会にいる者（上記(1) (d), (e), (f) 又は (g) 以外）に対し、直ちに散会することを命じる。
- (b) 上記(1) (d), (e), (f) 又は (g) で言及する集会にいる者に対し、社会的距離を取るよう命じる（フェイスマスク及び手袋を着用しているスタッフがやむを得ない状況で他者と 1km 未満の距離にいる場合を除く）。
- (c) 上記 (a) の命令後、散会を拒否した場合には、（刑事訴訟法及び証拠法の対象となる）逮捕及び拘留を含む適切な措置をとることができる。
- (3) 集会に参加する者や招集する者で、
- (a) 上記(1) の観点から集会が禁止されていることを知った上で参加する又は招集する。
- 又は、
- (b) 上記 (2) (a) の観点から散会を命じられた後、散会を拒否する。又は、
- (c) 上記 (2) (b) の観点から社会的距離を取るよう命じられた後、社会的距離を取ることを拒否する者は、レベル 12 を超えない範囲での罰金又は 1 年を超えない懲役もしくはその両方が科せられる。

国境閉鎖規則

〈在住許可証の自動更新〉

3. 入国管理法に関わらず、閉鎖期間中は外交、居住、就労の査証は自動的に更新される。

〈空港の閉鎖と航空輸送の制限〉

4.

- (1) 期間は 3月30日から 4月19日までとし、次の空港は除く。
- (A) ロバートムガベ国際空港（ハラレ空港）
 - (B) ジョシュア ムクゥブコ ンコモ国際空港（ブラワヨ空港）
 - (C) ビクトリアフォールズ空港
- (2) 航空輸送は次の場合を除きすべて禁止される。
- 商業的、私的、チャーター等にかかわらず、
- ・ 必須のサービスのためのスタッフの輸送
 - ・ 病院およびその他の医療提供者への病人の輸送

- ・「1.」(1)(a)(vii)又は(viii)で言及されている人の輸送
- ・水、燃料、食品、基本商品、COVID-19 やその他の病気のための医薬品、警察、国防軍の職員およびその他の執行役員の輸送

(3) (1) 項に違反して空港又は飛行場を運営する者、又は(2) 項に違反する者は、レベル12 を超えない罰金又は1 年を超えない期間の懲役もしくはその両方が科せられる。

(4) 国境を越えたすべての航空輸送サービスは、目的地の当局によって規定された健康診断プロトコルに従う必要があります。

〈国境の閉鎖〉

5.

(1) 国境は以下の場合を除き通行できません。

- (a) 国民若しくは住民
- (b) 外交官及びその家族並びにその国民が避難する場合
- (c) 食糧品等の運搬貨物

(2) 渡航先国のルールに従う必要があります。

〈国境閉鎖の執行〉

6.

(1) 通関における全ての警察官、税関吏、又は出入国管理官は、現行法の規定にかかわらず、閉鎖命令が確実に効力を発するようにしなければならない。ただし、人道上の理由により、特定の商品又は個人の出入りを許可する場合がある。

(2) 大臣が閉鎖命令を出した場合、ジンバブエ民間航空局は、大臣の権限なしにジンバブエと外国間のフライト運航を許可しないものとする。

〈閉鎖命令の開始および通知〉

7.

(1) 閉鎖命令はその成立と同時に有効となる。

(2) 閉鎖命令が発出された時、大臣は、その命令の効力について、必要のある全ての人に対してなるべく早く通知しなければならない。

(3) 大臣の認定を受けた閉鎖命令の写しは、その作成と内容の証明として受け入れられるものとする。

〈違反と罰則〉

8. 国境閉鎖命令の執行において、警察官、税関吏、出入国管理官を妨害する者や、これらの要請・命令に正当な理由なく従わない者は、レベル 12 を超えない罰金又は1年超えない懲役もしくはその両方が科せられる。

9. ロックダウンの段階的緩和 2020 年 4 月 20 日から施行される緩和の対象者は、(a) 製造業者の従業員 (b) 採掘作業者 (c) 指定されたタバコオークション会場での買い手と売り手、およびその従業員 とする。

10. ロックダウンの段階的再緩和（レベル2）

これは必須のサービスではない、又は9. に準拠するタイプのビジネスではない正式な商業および産業部門のビジネス、公共の場所又は一般のメンバーがアクセスできる場所での低リスクスポーツに適用される。

※「低リスクスポーツ」とは、アーチェリー、水泳、陸上競技、ボート、サイクリング、乗馬イベント、フェンシング、ゴルフ、体操、モータースポーツ/ BMX、射撃、テニス、チェス、ダーツ、ドラフト、またはプールを意味する。

営業（活動）時間は午前8時00分から午後4時30分までとする。